

令和6年4月26日
品川区役所本庁舎議会棟6階
第1委員会室

第1回品川区教育振興基本計画策定委員会 次第

1 開 会

2 教育長挨拶
品川区教育委員会教育長
伊 崎 み ゆ き

3 委員紹介

4 委員長・副委員長の選出

5 議 事

(1) 審議の進め方・スケジュールについて

(2) 国・都・区における現況について

① 教育振興基本計画について

② 国・都の動向

③ 品川区における現況

(3) 品川区教育振興基本計画における施策体系案について

6 連絡事項

第2回策定委員会開催予定：令和6年6月14日（金）9時30分～
品川区役所第二庁舎8階 教育委員会

7 閉 会

資料一覧

【参考資料】

- 1 品川区教育振興基本計画策定委員会委員名簿
- 2 品川区教育振興基本計画策定委員会設置要綱

【配布資料】

資料1：品川区教育振興基本計画策定委員会における会議の公開及び傍聴について

資料2：品川区教育振興基本計画策定委員会における審議スケジュール（案）

資料3：教育振興基本計画策定に係る国・都・区の現況について

資料4：文部科学省 第4期教育振興基本計画 パンフレット

資料5：「東京都教育ビジョン（第5次）」の策定について

資料6：東京都教育ビジョン（第5次） ダイジェスト版

資料7：品川区教育大綱

資料8：品川区教育委員会の教育目標および基本方針

資料9：品川区の教育 品川教育ルネサンス-For The Next Generation-

資料10：品川区教育振興基本計画 施策体系（案）

品川区教育振興基本計画策定委員会 委員名簿

	役 職	選 出 区 分	職 名	氏 名
1	委員	学識経験者	筑波大学 教授	樋口 直宏
2	委員	学識経験者	明治学院大学 准教授	鞍馬 裕美
3	委員	関係団体に所属する者	品川区町会自治会連合会 会長	金子 正秀
4	委員	関係団体に所属する者	品川区青少年対策地区委員会連合会 会長	市川 信之助
5	委員	関係団体に所属する者	品川区青少年委員	松本 麻里奈
6	委員	子どもの保護者	品川区立小学校PTA連合会 会長	吉田 陽子
7	委員	子どもの保護者	品川区立中学校PTA連合会 会長	加藤 雅紀
8	委員	子どもの保護者	品川区立幼稚園PTA連合会 副会長	伊藤 やよい
9	委員	学校教育関係者	学校地域コーディネーター	外山 愛理
10	委員	学校教育関係者	品川区立旗台小学校 校区教育協働委員会 委員	江藤 大貴
11	委員	校長・園長	品川区立御殿山小学校 校長	宮崎 朋子
12	委員	校長・園長	品川区立富士見台中学校 校長	石黒 晋
13	委員	校長・園長	品川区立伊藤学園 校長	野口 大和
14	委員	校長・園長	品川区立八潮わかば幼稚園 園長	丸山 智子
15	委員	校長・園長	品川区立台場保育園 園長	薄木 博之
	事務局	行政職員（区長部局）	子ども未来部長	佐藤 憲宜
	事務局	行政職員（教育委員会）	教育委員会事務局教育次長	米田 博
	事務局	行政職員（教育委員会）	教育委員会事務局庶務課長	舩木 秀樹
	事務局	行政職員（教育委員会）	教育委員会事務局学校施設担当課長	荒木 孝太
	事務局	行政職員（教育委員会）	教育委員会事務局学務課長	柏木 通
	事務局	行政職員（教育委員会）	教育委員会事務局指導課長	中谷 愛
	事務局	行政職員（教育委員会）	教育委員会事務局教育総合支援センター長	丸谷 大輔
	事務局	行政職員（教育委員会）	教育委員会事務局特別支援教育担当課長	唐澤 好彦
	事務局	行政職員（教育委員会）	教育委員会事務局品川図書館長	河内 崇
	事務局	行政職員（教育委員会）	教育委員会事務局指導課統括指導主事	齊藤 隆光
	事務局	行政職員（教育委員会）	教育委員会事務局 教育総合支援センター統括指導主事	升屋 友和

制定 令和6年1月10日 教育長決定 要綱第1号

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき品川区教育振興基本計画を策定するにあたり、必要な事項を検討するため、品川区教育振興基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、教育委員会に報告する。

- (1) 品川区教育振興基本計画の策定に関すること
- (2) その他品川区教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会は、教育長が委嘱する以下に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2名
- (2) 関係団体に所属する者 3名
- (3) 子どもの保護者 3名
- (4) 学校教育関係者 2名
- (5) 校長・園長 5名

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による報告のあった日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 策定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 策定委員会に副委員長1名を置き、委員長が指名する委員をもってこれに充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は委員長が招集する。

- 2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見もしくは説明を聴き、または委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 委員会に、品川区教育振興基本計画の策定に係る専門的事項について調査・研究させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会員は、委員のほか委員長が別に指名する者とする。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、教育委員会事務局庶務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める

付 則

この要綱は、令和6年4月1日より適用する。

品川区教育振興基本計画策定委員会における 会議の公開及び傍聴について

品川区教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の会議の公開及び傍聴に関し、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

1 会議の公開について

策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開とする。ただし、委員長は、公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、会議に諮って全部又は一部を非公開とすることができる。

2 委員名簿の公開について

- (1) 委員名簿は公開するものとする。
- (2) 委員名簿には、策定委員会における役職、選出区分、所属、氏名を記載するものとする。

3 会議資料の公開について

会議資料は、会議終了後、区ホームページで公開するものとする。

4 会議録の公開について

- (1) 会議録は、原則として公開とする。ただし、会議録に品川区情報公開条例第 7 条の各号に規定する情報が含まれる場合は、当該箇所を非公開とすることができる。
- (2) 会議録は、会議における議事の経過及び発言内容を記録し、事務局が作成後、区ホームページにおいて公開するものとする。

5 傍聴について

- (1) 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という）は、傍聴券の交付を受けなければならない。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - ① 棒、プラカード、旗、垂れ幕、凶器等他人に危害を加え、または迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - ② はち巻、腕章、たすき、ヘルメツトの類を着用し、または携帯している者
 - ③ ラジオ、拡声器、マイク、録音機、写真機の類を携帯している者。ただし委員長の許可を得た者を除く。
 - ④ 酒気を帯びていると認められる者
 - ⑤ その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- (3) 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - ① 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明すること。
 - ② 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てること。
 - ③ 帽子、外とう、えり巻の類を着用すること。ただし、病気等により委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
 - ④ 飲食または喫煙すること。

⑤みだりに席を離れること。

⑥その他議場の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為をすること。

(4) 委員長は、必要と認めたときは、傍聴人の人数を制限することができる。

(5) 傍聴人は、傍聴席において撮影または録音等を行おうとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

(6) 委員長は、前項各号の事項を行う者があるときは、これを静止し、これに従わないときは、退場を命じることができる。

(7) 傍聴人は、傍聴禁止を宣告したときまたは前条により退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

品川区教育振興基本計画策定委員会における審議スケジュール（案）

日 程	会議概要・審議内容
令和6年4月	第1回策定委員会
	日 時：4月26日（金） 9時30分～ 場 所：区役所本庁舎議会棟6階 第一委員会室 内 容：・委員紹介 ・委員長・副委員長の選出 ・審議の進め方・スケジュールについて ・国・都・区における現況について ・施策体系案の提示
令和6年6月	第2回策定委員会
	日 時：6月14日（金） 9時30分～ 場 所：区役所第二庁舎8階 教育委員室 内容(案)：・骨子案の提示 ・子どもの意見照会(ワークショップ)実施案の提示
令和6年8月	第3回策定委員会
	日 時：未定 場 所：未定 内容(案)：・骨子への意見を踏まえた素案の提示 ・子どもの意見照会(ワークショップ)実施案の提示
令和6年9月 、 令和6年10月	◆子どもの意見聴取（ワークショップ） ◆パブリックコメント
令和6年11月	第4回策定委員会
	日時：未定 場所：未定 内容：・パブリックコメント等を踏まえた素案修正案の提示 ・子どもの意見聴取の結果について意見交換 ・パブリックコメントの結果について意見交換
令和7年1月	第5回策定委員会
	日時：未定 場所：未定 内容：・委員意見を踏まえた素案修正案を提示 ・素案の決定

教育振興基本計画の策定に係る国・都・区の現況について

1 教育振興基本計画

(1) 概要

- ・教育基本法平成 18 年改正における新設規定。
- ・教育基本法に示された理念の実現と、教育振興施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第 17 条第 2 項に基づく努力義務として地方公共団体が策定する計画。
- ・同法第 17 条第 1 項は国に教育振興基本計画策定を義務付けるとともに、地方公共団体は努力義務としてこれを参酌し、地域における実情に応じた教育振興基本計画を策定することとされている。

(2) 根拠法令

教育基本法第 17 条第 2 項（平成 18 年法律第 120 号）

教育基本 抜粋
第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 国・都の動向

	内閣府【教育振興基本計画】	東京都【東京都教育ビジョン】
策定年度	令和 5 年度策定（第 4 期）	令和 6 年度策定（第 5 次）
計画期間	令和 5 年度から令和 9 年度まで	令和 6 年度から令和 10 年度まで
ページ数	全 78 ページ	全 84 ページ（うち資料 10 ページ）
内 容	学校教育のほか各領域を包括	学校教育に関する内容のみ
備 考	第 1 期：平成 20 年度～平成 24 年度 第 2 期：平成 25 年度～平成 29 年度 第 3 期：平成 30 年度～令和 4 年度	第 1 次：平成 16 年策定 第 2 次：平成 20 年度～平成 24 年度 第 3 次：平成 25 年度～平成 29 年度 第 3 次改訂：平成 28 年度～平成 30 年度 第 4 次：平成 31 年度～令和 5 年度 ※第 2 次から教育振興基本計画に位置づけ

3 特別区の動向

(1) 策定状況

- ・策定済 20 区（教育大綱を教育振興基本計画に位置づける場合等含む）
- ・未策定 3 区（品川区・文京区・江戸川区）

4 品川区の動向

(1) 品川区教育大綱

- ・法に基づき自治体の長が策定する教育・学術・文化振興に係る総合的な施策大綱
- ・区長部局と教育委員会が相互に連携・協力し、効果的に施策推進を図ることを目的として策定

(2) 教育目標・基本方針

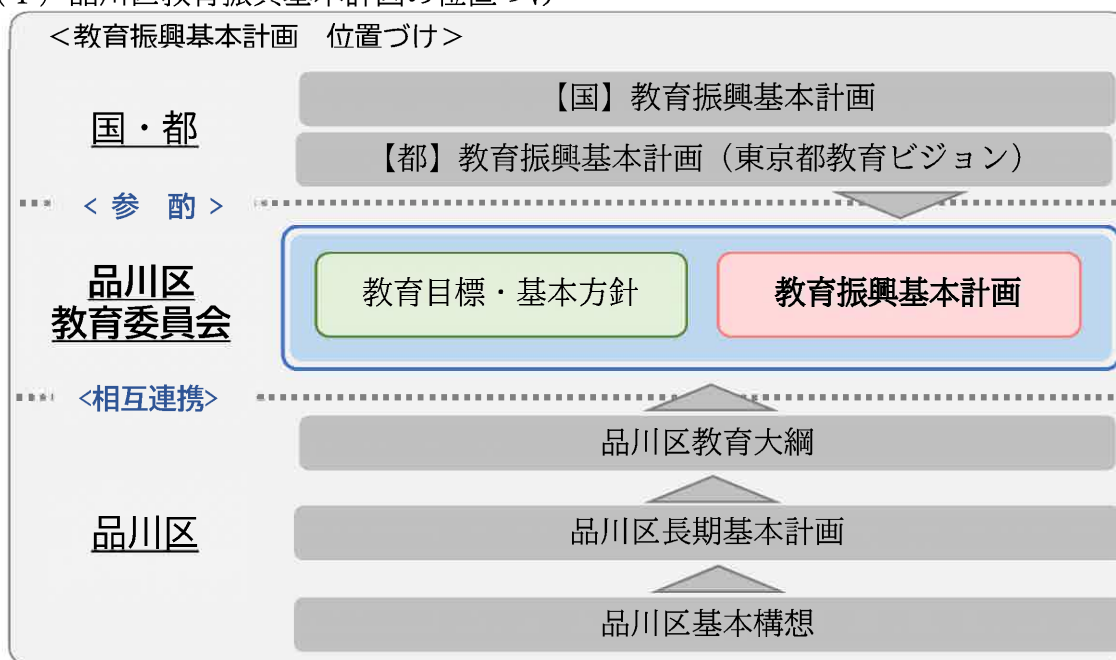
- ・品川区教育委員会が施策を通じて目指す社会像と、その実現のための目標・方針

(3) 「品川教育ルネサンス -For The Next Generation-」

- ・従前の教育改革「プラン 21」で培った成果を生かしながら、次代を担う子どもたちの育成に向けて新たな品川教育を推進する取り組み

5 品川区教育振興基本計画の策定

(1) 品川区教育振興基本計画の位置づけ



(2) 策定年月日および計画期間

- ・令和 7 年 3 月 決定
- ・令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とする。

(3) 計画の対象範囲

- ・学校教育、幼児教育、家庭教育および文化財・図書館に関すること

(4) 策定方法

- ①策定委員会を設置し区民・地域とともに検討する。
 - ②パブリックコメントを実施し区民の声を取り入れる。
 - ③子どもへの意見聴取を実施し子どもの声を取り入れる。
- 【手法】区立学校に通う児童・生徒を対象としたワークショップの開催

持続可能な
社会の創り手の
育成

第4期

令和5年度～令和9年度

教育振興 基本計画

令和5年6月16日 閣議決定

日本社会に根差した
ウェルビーイングの
向上



文部科学省

めまぐるしく変化する社会で、一人一人が社会の担い手となること
そして社会全体のウェルビーイングの向上を目指し、
様々な関係者との対話を重ね、教育の羅針盤となる計画を作りました。

“教育振興基本計画”とは？

- 平成18年に全面改正された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画です。
- 今後5年間の国の教育政策全体の方向性や目標、施策などを定めています。

教育基本法（平成18年法律第120号）（抄）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 平成20年7月に初めての教育振興基本計画を策定し、以降、5年おきに第2期・第3期計画を策定。
- 地方公共団体において教育振興基本計画や教育大綱を策定する際には、国の教育振興基本計画を参酌することとされています。

教育の不易と流行、羅針盤

教育の不易と流行

- 教育基本法の理念、目的、目標、機会均等の実現を目指すことは、これからの時代においても変わることのない、教育の「不易」。
- 「不易」としての普遍的な使命を実現するためにも、社会や時代の「流行」を取り入れることが必要。

将来の予測が困難な時代の教育の羅針盤

- 2040年以降の社会を展望したとき、教育こそが、社会をけん引する駆動力の中核を担う営み。計画は、将来の予測が困難な時代において、進むべき方向を指し示す教育の羅針盤となるもの。

社会の現状と変化

将来の予測が
困難な、
VUCA※の
時代



少子化、
人口減少、
高齢化



地球規模
課題



低い労働生産性、
学ばない社会人



国や社会に
対する
意識の低下



等

※「Volatility: 変動性」、「Uncertainty: 不確実性」、「Complexity: 複雑性」、「Ambiguity: 曖昧性」の4つの単語の頭文字をとった造語

ポイント解説動画はこちらからチェック！



2つのコンセプト

持続可能な社会の 創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる
- 主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差した ウェルビーイングの向上

- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上
- 幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育む

ウェルビーイングとは

- 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
- 多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上



日本発・日本社会に根差したウェルビーイングの向上

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

日本の社会・文化的背景を踏まえ、我が国においては、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させていくことが求められます。

個人が獲得・達成する
能力や状態に基づく
ウェルビーイング
(獲得的要素)

- ・自己肯定感
- ・自己実現 など

人とのつながり・関係性に
基づくウェルビーイング
(協調的要素)

- ・利他性
- ・協働性
- ・社会貢献意識 など

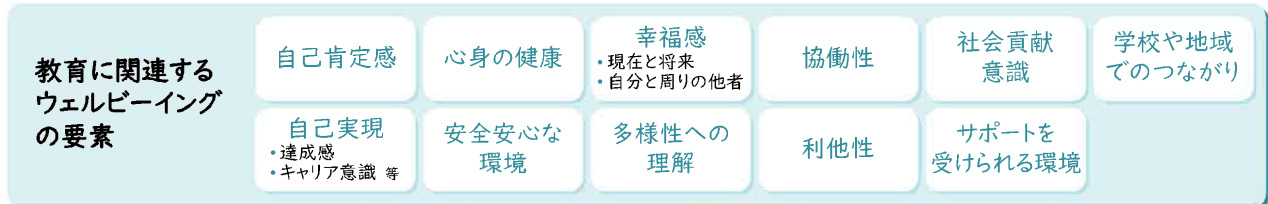
両者を調和ある形で一体的に
向上させていくことが重要



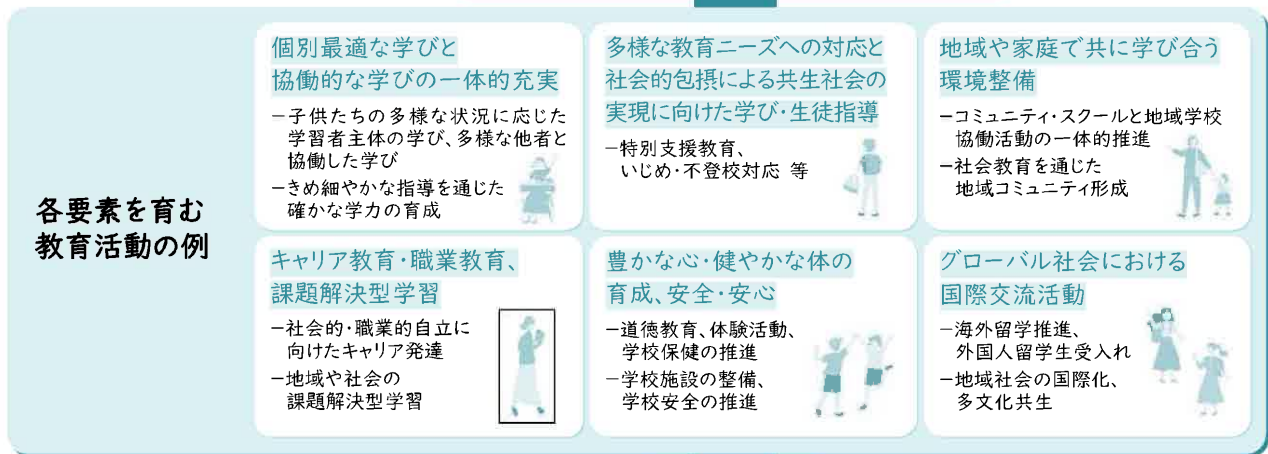
教育とウェルビーイング

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

- 不登校やいじめ、貧困など、コロナ禍や社会構造の変化を背景として子供たちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、一人一人のウェルビーイングの確保が必要
- 子供・若者に、つながりや達成などからもたらされる自己肯定感を基盤として、主体性や創造力を育み、持続可能な社会の創り手の育成を図る必要
- 地域における学びを通じて人々のつながりやかかわりを作り出し、共感的・協調的な関係性に基づく地域コミュニティの基盤を形成



教育活動全体を通じたウェルビーイングの向上



主観的認識のエビデンス把握

教師のウェルビーイング、学校・地域・社会のウェルビーイング

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

子供たちのウェルビーイングを高めるためには教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングが重要。また、子供たち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められます。



ウェルビーイング解説動画はこちらからチェック!



5つの基本的な方針



16の目標と基本施策、指標

基本施策、指標については主なものを記載しています。

目標 1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成

基本施策

- ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
- ・ キャリア教育・職業教育の充実
- ・ 学修者本位の教育の推進

指標

- ・ 「勉強は好き」と思う児童生徒の割合の増加
- ・ 大学と企業等とで連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした授業科目の開設 (PBLの実施) を行う大学の割合の増加【新規】

目標 2 豊かな心の育成

基本施策

- ・ いじめ等への対応、人権教育の推進
- ・ 体験活動・交流活動の充実

指標

- ・ 自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の増加
- ・ 普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある児童生徒の割合の増加【新規】
- ・ 友達関係に満足している児童生徒の割合の増加【新規】

目標 3 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成

基本施策

- ・ 学校保健、学校給食・食育の充実
- ・ 生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化

指標

- ・ 毎日、同じくらいの時刻に寝ている、毎日、同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合の増加
- ・ 1週間の総運動時間 (体育授業を除く。) が60分未満の児童生徒の割合の減少【新規】

目標 4 グローバル社会における人材育成

基本施策

- ・ 日本人学生・生徒の海外留学の推進
- ・ 外国語教育の充実
- ・ 高等学校・高等専門学校・大学等の国際化

指標

- ・ 英語力について、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合の増加
- ・ 日本の高等教育機関及び日本語教育機関への外国人留学生数38万人を目指していくとともに、卒業後の国内就職先 (国内進学者を除く) 6割を目指す【新規】

目標

5 イノベーションを担う人材育成



基本施策

- 探究・STEAM教育の充実
- 理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進
- 起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進

指標

- 自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合の増加【新規】
- 全国の大学等における起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の受講者数の増加【新規】

目標

6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成



基本施策

- 子供の意見表明
- 主権者教育の推進

指標

- 地域や社会をよりよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合の増加【新規】
- 学級生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合の増加

目標

7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂



基本施策

- 特別支援教育の推進
- 不登校児童生徒への支援の推進
- 海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進

指標

- 小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数の増加
- 学校内外で専門機関等の相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合の減少
- 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒のうち、日本語指導等特別な指導を受けている者の割合の増加【新規】

目標

8 生涯学び、活躍できる環境整備



基本施策

- 大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実
- 働きながら学べる環境整備
- リカレント教育の成果の適切な評価・活用

指標

- この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合の増加
- この1年くらいの間の学習を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている、又は生かせると回答した者の割合の増加【新規】

目標

9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上



基本施策

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- 家庭教育支援の充実
- 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備

指標

- コミュニティ・スクールを導入している公立学校数の増加【新規】
- 地域学校協働活動本部がカバーしている公立学校数の増加【新規】
- 子供をめぐる課題に応じた目標を設定し、その目標を達成した自治体の割合の増加【新規】

目標

10 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進



基本施策

- 社会教育施設の機能強化
- 社会教育人材の養成・活躍機会拡充
- 地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携

指標

- これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を①家庭・日常の生活に生かしている者の割合の向上、②地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上
- 社会教育士の称号付与数の増加、公民館等における社会教育主事有資格者数の増加【新規】

目標

11 教育DXの推進・デジタル人材の育成



基本施策

- ・ I人I台端末の活用
- ・ 児童生徒の情報活用能力の育成
- ・ 校務DXの推進
- ・ デジタル人材育成の推進（高等教育）

指標

- ・ 児童生徒一人一人の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面でのICT機器の活用頻度の増加【新規】
- ・ ICTを活用した校務の効率化の優良事例を十分に取り入れている学校の割合の増加【新規】
- ・ 数理・データサイエンス・AI教育プログラム（応用基礎レベル）の認定プログラムにおける1学年当たりの受講対象学生数の増加【新規】

目標

12 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化



基本施策

- ・ 学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進
- ・ 教師の養成・採用・研修の一体的改革
- ・ ICT環境の充実
- ・ 教育研究の質向上に向けた基盤の確立

指標

- ・ 教師の在校等時間の短縮【新規】
- ・ I人I台端末環境を円滑に運営するための十分なサポート体制が構築されている自治体の割合の増加【新規】
- ・ 大学間連携に取り組む大学数の増加

目標

13 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保



基本施策

- ・ 教育費負担の軽減に向けた経済的支援
- ・ へき地や過疎地域等における学びの支援

指標

- ・ 全世帯と生活保護世帯の子供の高等学校等進学率の差の改善
- ・ 1年間の経済的理由による高等学校の中退者数の減少
- ・ 全学生数等に占める1年間の経済的理由による、大学等の中退者数の割合の減少
- ・ 高等学校における学びの質向上のための遠隔授業（教科・科目充実型）によって行われる実施科目数の増加【新規】

目標

14 NPO・企業・地域団体等との連携・協働



基本施策

- ・ NPOとの連携
- ・ 企業等との連携
- ・ 関係省庁との連携

指標

- ・ 学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合の増加【新規】
- ・ 職場見学（小学校）・職業体験（中学校）・就業体験活動（高等学校）の実施の割合の増加【新規】

目標

15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保



基本施策

- ・ 学校施設の整備
- ・ 私立学校の教育研究基盤の整備
- ・ 学校安全の推進

指標

- ・ 老朽化が著しい公立小中学校施設の老朽化対策の実施率の向上【新規】
- ・ 教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率の向上
- ・ 私立学校の耐震化の推進（早期の耐震化完了）
- ・ 学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の減少

目標

16 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ



基本施策

- ・ 各ステークホルダー（子供を含む）からの意見聴取・対話

指標

- ・ 国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供を含む）の意見の聴取・反映の状況の改善【新規】

教育DX解説動画はこちらからチェック！



今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

● 教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

- ・教育政策のPDCAサイクルの推進
- ・客観的な根拠を重視した政策推進の基盤形成

● 教育投資の在り方

- ・「未来への投資」としての教育投資の意義
- ・教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進
- ・各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備
- ・国民の理解醸成及び寄附等の促進



策定および計画実行に当たっての留意事項

策定に向けたプロセス

- 構造的、立体的な計画づくり
- 教育段階の横断性、連続性
⇒ 幼児教育、初等中等教育、高等教育、生涯学習・社会教育に共通する課題を捉える視点
- 子供・若者を含む、様々な関係者との対話
⇒ 一体となって教育を振興する共通意識の醸成

計画実行プロセス

- 政策の評価、分析、見直し
⇒ 定量調査・定性調査等を総合的に判断し多角的な分析の実施。また、政策や指標については柔軟に見直しを行うことが重要。
- 計画のフォローアップに際し引き続きの対話の実施
⇒ 実効性のあるPDCAサイクルの確立、当事者の参加促進、計画の実効性確保

本リーフレットを手にとってくださった方へ

- 中面には、第4期教育振興基本計画の「基本的な方針」「目標」「基本施策」「指標」が一覧できるようになっています。
- 各地方公共団体における教育の振興のための施策に関する計画の策定や見直しに、ぜひ活用してください。
- また、学校その他の教育機関においても活用いただけますので、各所での教育政策の遂行の参考としてください。
- 本リーフレットが、教育に携わるすべての人にとって、日本の教育の大きな方向性を示す「羅針盤」になりましたら幸いです。

教育振興基本計画本文は
こちらから御覧いただけます。
ポイント解説動画も掲載しています。
ぜひアクセスください！

講演依頼も
こちらまで！

担当 文部科学省総合教育政策局政策課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2



1 「東京都教育ビジョン」の位置付け

- 「東京都教育ビジョン（第5次）」は、国が定めた「第4期教育振興基本計画」を参酌し、**東京都教育委員会が定める施策展開の基本的な方針**（計画期間：令和6年度～令和10年度）と
- 東京都知事が定めた「**東京都教育施策大綱**（令和3年3月）」と**基本的な方針**を共有し、より実行力のある**施策展開**へ

今後5年間の施策展開の方向性を示した、全ての教育関係者の「羅針盤」

3 「未来の東京」に生きる子供の姿、東京の目指す教育

学校、家庭、地域、区市町村、関係機関等が連携して、

「誰一人取り残さず、すべての
子供が将来への希望を持って
自ら伸び、育つ教育」を推進
することにより、

「未来の東京に生きる子供の姿」
を實現

※東京都教育施策大綱
(令和3年3月)と同一



2 策定の背景

- 人口減少による労働力不足、日本の国際競争力の低下が懸念、国際社会の中で**未来を切り拓く「人」の育成が急務**
- 外国人口や障害者雇用数等が増加傾向、多様な人々が社会に参加・貢献できるような**共生社会の実現が不可欠**
- 教育の質を向上させるためには、**D Xの推進や、優れた教員の確保が一層重要**

4 第5次ビジョンの特徴

○3本の柱を設定

- * 自ら未来を切り拓く力の育成
- * 誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実
- * 子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化

○12の「基本的な方針」を設定

特に、教育のインクルージョンの推進、
困難を抱える子供へのサポートの充実
等の内容を強化

○読みたくなる、使いたくなるビジョン

図やグラフ等を用いて、教育関係者はもとより、子供にとっても分かりやすいものになるように、

5 「東京都教育ビジョン（第5次）」の体系

注	基本的な方針		5か年の施策展開の方向性	
1 自ら未来を切り拓く力の育成	1	全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	① これからの社会を生きていくために必要な基礎的、基本的な知識・技能の確実な習得	① 主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
	2	Society5.0時代を切り拓くイノベーション人材を育成する教育	③ デジタルトランスフォーメーション（DX）時代を生きていく人材の育成	④ 新たな価値の創造に向けた専門的能力・職業実践力の育成
	3	グローバルに活躍する人材を育成する教育	⑤ 科学的に探究する力を伸ばす理数教育の推進	⑥ 異なる言語や文化、価値を乗り越え関係を構築する力、新しい価値を創造する力の育成
	4	主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育	⑦ 豊かな国際感覚を身に付け、世界をけん引していくことができる人材の育成	⑧ 我が国の伝統・文化等に立脚した広い視野や多様な人々と協働する力の育成
	5	豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育	⑨ 自分の希望する将来への道が通がっていることを実感できる学びの実現	⑩ SDGsの理念等を踏まえた持続可能な社会づくりに貢献できる人材の育成
	6	健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育	⑪ 人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育の充実	⑫ 他者への思いやりなど、豊かな心を一人ひとりの子供たちに育む教育の推進
	7	教育のインクルージョンの推進	⑬ いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育等、健全育成に係る取組の推進	⑭ 生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育の推進
	8	子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実	⑮ 健康で充実した生活を送るための力を育む教育の推進	⑯ 危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育の推進
	9	家庭、社会と学校とが連携・協働する教育活動の推進	⑰ 障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばす教育の充実	⑱ 柔軟な仕組みによる多様な学びの場を創出し、子供たちが尊重し合いながら学ぶ環境の整備
	10	これからの教育を担う優れた教員の確保・育成	⑲ 様々な困難を抱える児童・生徒への支援の充実	⑳ 社会的な自立を支援する学びのセーフティネットの充実
	11	学校における働き方改革等の推進	㉑ 学校と家庭・地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動の推進	㉒ 地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動の推進
	12	質の高い教育を支える環境の整備	㉓ 新たな学びを担う優れた教員の養成・確保	㉔ 教員一人ひとりのキャリアにに応じた資質・能力の向上

6 普及・啓発に向けて

- 教育関係者以外の方にとっても分かりやすく、学校や自治体等の教育関係者も短時間で要点をつかむことができるように、ダイジェスト版「よくわかる！教育ビジョン」を作成し、教育施策連絡協議会等、様々な場を捉えて周知するなど、活用を促進

よくわかる！ 教育ビジョン



クリック

↑ 東京都教育ビジョン（第5次）本編

1 「東京都教育ビジョン」の位置付け

- 東京都教育委員会が定める**施策展開の基本的な方針**（計画期間：令和6年度～令和10年度）
- 都知事が定めた「東京都教育施策大綱（令和3年3月）」と基本的な方針を共有

2 策定の背景

- 国際社会の中で未来を切り拓く「人」の育成が急務
- 多様な人々が社会に参加・貢献できるような共生社会の実現が不可欠
- DXの推進や、優れた教員の確保が一層重要

5年間の**施策展開の方向性**を示した、**全ての教育関係者の「羅針盤」**

3 「未来の東京」に生きる子供の姿、東京の目指す教育

- 学校、家庭、地域、区市町村、関係機関等が連携して、「東京の目指す教育」を推進

→ 「未来の東京に生きる子供の姿」を実現

4 第5次ビジョンの特徴

✓ **3本の柱**を設定

✓ **12**の「基本的な方針」を設定

✓ 読みたくなる、使いたくなるビジョン



【柱1】自ら未来を切り拓く力の育成

- ・みんなに合わせると、早すぎて暇になったり、反対に遅いと焦ってしまいうから、自分のペースで進めたい。

強化のPOINT



- ① **子供一人ひとりの学習の進捗や興味・関心の度合い、発達の段階等に応じた学びを実現**します。
【方針1】全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育 → 本編P.19～

- ② **一人1台端末活用の日常化**に向けた取組を一層推進します。

【方針2】Society5.0時代を切り拓くイノベーション人材を育成する教育 → 本編P.23～

- ③ **「使える英語力」を駆使し**、国内外の課題を解決していく力を伸ばすための取組を強化します。

【方針3】グローバルに活躍する人材を育成する教育 → 本編P.28～

- ④ **一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた資質・能力の育成、キャリア教育の充実**を図ります。

【方針4】主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育 → 本編P.33～

- ⑤ **他者を思いやり、自他の生命を尊重する教育**を一層推進します。

【方針5】豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育 → 本編P.36～

- ⑥ **学校における健康教育・食育、食物アレルギーの事故予防と緊急時に適切に対応できる体制づくりを推進**します。

【方針6】健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育 → 本編P.41～



子供の声



子供たちの声を施策に反映していきます。

- ・英語が苦手なので、外国の方と交流できる機会がもっと増えると嬉しい。

- ・何のために学ぶのかを示してほしい。ただ受験のためだと、勉強を続けるのが苦しくなる。

伝わる力

3

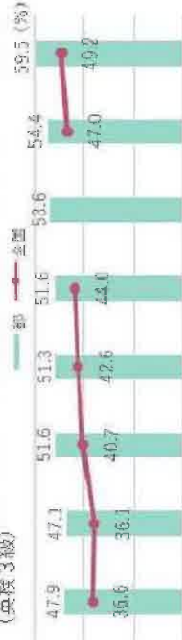
Pick UP!

英語を活用する機会の充実

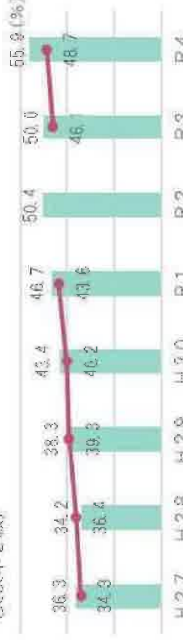
詳細 → 本編P.28、29

* Common European Framework of Reference for Languages
英語等の語学の熟達度を理解するための国際的な基準

CEFR[®]A1相当以上の英語力を有する中学生の割合
(英検3級)



CEFR[®]A2相当以上の英語力を有する高校生の割合
(英検2級)



中学生、高校生の英語力は、着実に向上

文部科学省「英語教育実施状況調査」、東京都「英語教育改善プラン」を基に作成



体験型英語学習施設

「TOKYO GLOBAL GATEWAY」で

海外に行かなくても英語漬けの環境を創出



クリック

【柱2】誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実

・色々な先生や違うクラス、学年、学校の人と交流できる機会がもっとほしい。

・相談したら、話を聞くだけではなく、解決に向けてサポートしてくれる仕組みがあるとよい。

強化のPOINT

⑦ 共生社会の実現に向け、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場を一層充実します。

【方針7】教育のインクルージョンの推進

→ 本編P.46～

⑧ 学校とのつながりが全くない子供をなくし、一人ひとりの状況に応じた支援を強化します。

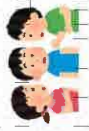
【方針8】子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実 → 本編P.49～

⑨ 子供が安心して過ごせる環境づくりや場の創出を推進します。

【方針9】家庭・地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動の推進

→ 本編P.54～

子供たちの声を施策に反映していきます。



・みんなが安心して毎日登校できるような学校であってほしい。

・学校だけでは限界があるから、地域などの力を借りた方がよい。

子供の声



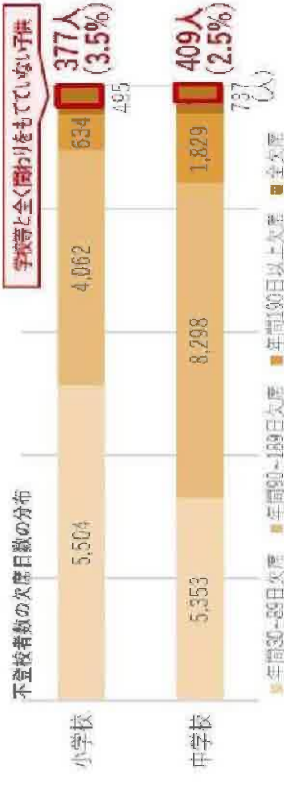
8

基本的な方針

詳細 → 本編P.49、50

Pick UP! 不登校児童・生徒への支援の充実

学校等と全く関わりをもていない子供が約800人存在



東京都教育庁「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に基づき作成

- ✓ チャレンジクラス(不登校対応校内分教室)を設置
- ✓ 校内の別室に支援員を配置
- ✓ 不登校対応巡回教員を配置



【柱3】子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化



子供たちの声を施策に反映していきます。

・先生はいつも忙しそうにされていて、職員室に質問をしに行くのは悪い気がしているので、先生に対してもっと質問しやすい環境にしてほしい。

子供の声

・ICT機器をみんなと一緒に使おうと、近くにいても、保存先を見れば、みんなの考えや勉強の仕方を知ることができるからいい。



強化のPOINT



⑩ 教員志望者に対して、東京都の**教職の魅力とリアル**を伝える**PRを充実**します。

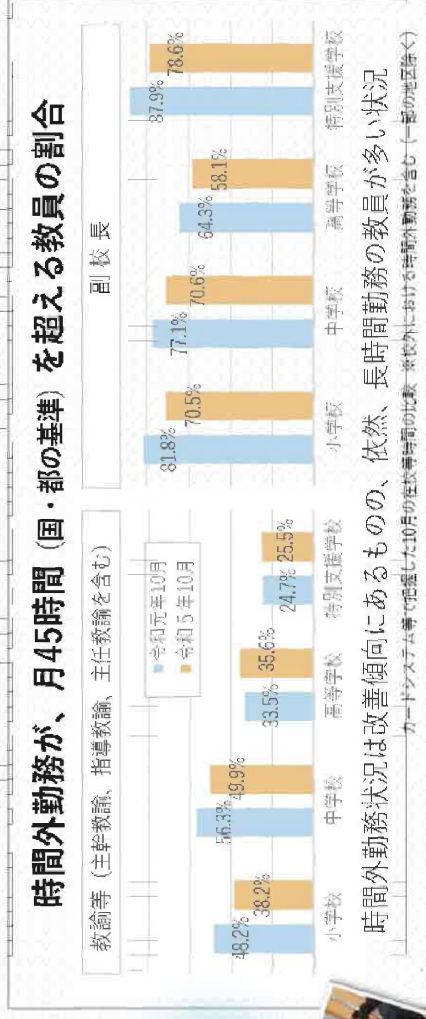
【方針10】 これからの教育を担う優れた教員の確保・育成
→ 本編P.58～

⑪ 「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」に基づき、**働き方改革を一層推進**します。

【方針11】 学校における働き方改革等の推進
→ 本編P.63～

⑫ 学校の**日常的なICT活用を支える環境を着実に整備**します。学びの変化や校務効率化を考慮したICT環境を検討します。

【方針12】 質の高い教育を支える環境の整備
→ 本編P.71～



11 Pick UP!

詳細 → 本編P.64

「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」の着実な実行

- ✓ 5つの柱に基づき、集中的に（R8年度まで）施策を展開
- ✓ 成果指標・目標値を新たに設定し、毎年度、達成状況を把握・公表し、効果検証



クリック